

「日田市自治基本条例」第2回策定委員会 会議録

1. 日時：平成25年8月30日（金）14：00～16：18
2. 場所：市役所5階 501会議室
3. 出席委員：8名出席：岩里委員長、小野松副委員長、嶋田委員、和田委員、河津委員、廣松委員、草野委員、長谷部委員（2名欠席：長嶋委員、佐藤委員）

4. 議 事

① 自治基本条例（素案3）について

（事務局より、「素案3」について説明）

B委員： 「市長の責務」の修正している部分で第3項「市長は、強力な指導力を発揮し、円滑に市政運営を行わなければならない。」とある。強力な指導力を発揮すれば当然反発はある。円滑な市政運営と矛盾するのではないか。円滑という言葉は削除した方が良い。

事務局： 以前は、分かれていた項目で、組織的などところで指導力を発揮してということと、円滑な市政運営というのを一つにしたわけだが、確かに指導力を発揮して円滑にというのは考えなければいけない。

B委員： であるから、削除するか、「適正な」とか違う言葉でないとおかしいのでは。

C委員： 旧第2項は、ビジョンを示すと、方向性を示して引っ張っていくという意味。第4項は、組織間で縦割り行政の是正、そういうのは市長の方できちんとして円滑に運営するという主旨なので、もともと別々の主旨を一つにした時に新しい第4項になるのかということと主旨が違う気がする。むしろ、組織の調整とか連絡というのを正面から書いてもいいと思う。

H委員： ガバナンスと言った場合、リーダーの資質が大きく影響する。一般にリーダーとボスの違いはなにかと言うとリーダーはきちんと導く、ボスは強いるそうだ。市長はリーダーでなければならない。私は、指導力を最大限に発揮することは大事なことだと思う。発揮して市政運営を行えば良い。円滑かどうかはわからないが。

C委員： ということは、組織の連携及び調整というのは、第12条の「職員の責務」の方に回すという手もある。

F委員： ただ、市長もそれをしなければいけないということを残すとすれば次の16条にかかってくるのかなと思う。組織が円滑にまわるようにしなければいけないのであってリーダーシップとは別の問題。それは、職員だけの問題ではなくて組織そのものを考えるというもの。

C委員： 16条に移すほうが素直かもしれない。

H委員： ただ、組織をいじってもガバナンスがきちっとしなければ機能しない。もう一度検討してくれ。

C委員： 円滑という言葉はやめた方が良い。

H委員： 細かいことで二つばかり申し上げると、先ほど「など」を「等」に統一するといっていたが、

一箇所「など」になっている。しかし、この場所は「など」の方が良いと思う。それは、27条第2項は「など」の方が良いと思う。第7条第5項も「できるものとする」と前4項と合わせた言いまわしにしたらどうか。

C委員：むしろ、「助言を行うことができる」にしないと「することができる」はおかしい。

C委員：第3条は、確認だが議会事務局職員は含めないという判断ということで良いか。

事務局：定義の「市長等」の中には含めないということ。

C委員：議会基本条例を作っているなら、その中に議会事務局職員については規定していただくように申し入れても良いのではないか。それから、旧7条についてだが、事業者については別途規定するほどの内容ではないとの判断をしているが、果たしてそうなのだろうかという気がする。事業者ならではの責任を考えなくても良いのかどうか。それから、19条だが、WG会議のときは市議会も含めて考えるという議論だったと思うのだが、それを「市長等」に修正したのは議会側への配慮なのか。

事務局：現時点になる前に修正していた箇所なのでどの時点で変更になったか、この場では資料を持ち合わせていない。

H委員：議会基本条例には、その項目はないのか。

事務局：たたき台の段階では謳っている。

C委員：議会側で規定があるなら特に問題はないので良い。理由が知りたかっただけ。

C委員：先ほどの市民からの意見で男女共同参画について規定したらどうかについてだが、確かに高齢者については規定しているところはないと思うが、男女共同参画については、第4条あたりで多くの自治体で規定しているのではないか。それと、元々WG会議で職員を褒めるという規定があった。個人的には面白いと思っていた。それに関連して聞こうと思っていたのが、咸宜園教育とあるが定義づけする必要があるのではないか。咸宜園教育が何を指すのか良くわからない。

D委員：私も聞こうと思っていたが、前文と第8条で咸宜園教育と出てくる。日田は咸宜園を世界遺産に登録しようという動きもあるから記述しているのか、なにが訴えたいのかははっきりわからない。

事務局：市の教育委員会の教育理念の中に咸宜園教育を教育の柱にすることが入っている。

H委員：それは、授業でも教えているのか。

事務局：授業では、やっていないと思うが、確かにこの件については、内部の政策調整会議でも咸宜園教育という言葉は入れても良いが、咸宜園教育とは何なのかというのがわかりにくいと言われた。やはり定義等で解説してやらないとわかりにくいかなと思うので検討したい。

C委員：それに関連して、その人のいいところを見出していくとか、褒めるということなので、どこの自治体の職員も市民からの激しいバッシングで萎縮してしまって、良い仕事ができない。また、そうなることで市民が損をする。だから、これは日田市の条例にとっては重要なポイントではないかと。それを職員自身からは言いにくいけど、WG会議が言い出したことなので、これが入っても面白いかなと思う。

I委員：前文については、WG会議で作成している方がわかりやすい気がする。

事務局：内部の会議等で他市の前文等を参考にした時に、日田市のたたき台は項が多かったり、全体的に具体的であったり、あるいは文書のボリュームが多いであるとか、もう少し基本理念にというところに頭をおいて全体的に文書をつなげたりしてはどうかと真っ先に言われた。ただ、

たたき台は市民WGが作成したので、これをベースに考えてもらいたいと話をした。その中で、前文についても他市の前文と比較してもボリュームがありすぎるかなということで事務局の方で整理させていただいたところである。

事務局： 今配布したのが教育委員会の咸宜園教育の理念である。ご覧のように既に教育委員会は咸宜園教育の理念を柱とする謳っている。せっかくなら日田の条例なので咸宜園教育という言葉を入れたほうが良いといろいろなところから言われたので、やはり入れるべきではないかという判断である。

C委員： 前文の長さはどこまで気にする必要があるのか。一般的に条文というのは簡潔の方が良いといわれている。そうすると日田市の条文数は多すぎる。日田市は、詳細に規定しようと、むしろ、わかりやすさを出している。そうすると前文は長くて良いのではないかと思う。条例としてのかっこよさよりも市民がシンパシーを感じられる方が良い。前の方の「私たち一人ひとりが誇りを持って安心して暮らせるまち」というのは、この部分をはっきり示すことが大事なのであった方が良く思う。

H委員： それは、前の段落に書いていてもあった方が良くということか。ある程度条文形式にした方が良いのではないか。前文はともかくとして。

C委員： 条文はそうだが、前文はどうだろう。そこまで気にしなくても良いのではないか。

H委員： 少なくとも文章がよじれているのは直さなくてはいけない。

事務局： 確かにH委員の言われるように前の文章は、よじれているというか、「明らかにし、」と「目指すため」という文章のつながりがしっくりこない。この条例の制定目的ということで明らかにするということで取り除いたのだが、一つの案として今考えたのが、「ここにまちづくりの主体は市民であるという理念の下、私たち一人ひとりが誇りを持って安心して幸せに暮らすため」というふうに目的を先に持ってきて「自治の仕組みを明らかにするこの条例を制定します。」とかいう形でつなげたら少しすっきりしないかなと考えたが。

D委員： 前文はいろんな人が見てこの条例はこういうものだ、こういう主旨だということがわからなければいけない。すっきりしなくてはいけないが「グッ」とくるようなものになればいいと思う。長いからだめとか、短いからだめということではなくて、誰が見ても良くわかるようになってほしい。

事務局： 皆さんの意見を受けて事務局方で検討させていただきたい。

C委員： 確かに第3段落がくどく感じる。ここのところを整理して、WGで考えた文章を参考に「グッ」とくるように再考してもらいたい。

委員長： ほかに意見がなければ次の議題に移る。

② 市議会及び議員の条項について

(事務局より、「市議会及び議員の条項」について説明)

H委員： 今示している第3案であるとか第4案では議員が全く見えてこない。議員は何なんだとやってくる。市議会も市民の意見聴取の場を作るべき。

- I 委員： 市民が一生懸命作り上げたものを議会でノーと言われたら絶対だめなのか。
- 事務局： 最終的には、条例を可決するか否決するかは議会が決めることなので。
- B 委員： 議会基本条例を規定するからだけで修正してと言っているのか。ほかに何か理由があるのか。
- 事務局： 議会からは自治基本条例は理念条例だから市議会のことを規定していれば議員はその中に入っているので、また、詳しいことは議会基本条例で規定するので自治基本条例に謳わなくていいのではないかとされている。
- 事務局： 全国の状況で、自治基本条例と議会基本条例の両方を制定している自治体の中で市議会の条文と議員の条文を規定している自治体を調べてみたところ、両基本条例を制定している自治体は48自治体あった。そのうち、市議会と議員の条文を規定していたのは36自治体。市議会の条文のみが10自治体。残りの2自治体は市議会の条文もなかった。
- B 委員： WG会議でこの条文を入れてくれとなっていて、それをここで出さないというのもおかしいだろう。市民の声が一番大事だろう。それが自治基本条例だろう。
- F 委員： 逆に聞きたいのだが、こちら側を削除したとして議会基本条例に市民の意見を入れる機会があるのか。市民の意見が入るのならば良いのだが。
- 事務局： 議会は、パブリックコメントだけを行う予定としている。皆さんのご意見を持って議会に報告したい。
- 事務局： 今日いただいた意見を基に修正してパブリックコメントにかけたい。その時に修正したものを委員の皆さんに諮る時間がないことから、この後の修正については事務局一任とさせていただきたい。
- G 委員： この自治基本条例についてキアラと意見交換を行った。そのときの意見を書いているが、見てわかるように条例に直接関係する内容は少ない。メンバーもこの様な条例があることを知らなかった。女性セミナーとかいろんところで話していきたい。
- それに、女性セミナーにも話してもらいたい。また、母親に対してもしていかないといけないと思うから育友会で話してもらいたい。
- 事務局： こちらからもどんどん説明に行かなくていけないと考えている。また、条例ができた後も具体的にどういう形で推進していくかを考えなくてはならない。例えば、茅ヶ崎市でいえば自治基本条例施行に伴うアクションプランという3年計画を建ててそれぞれの条文にあった形の具体的な行動計画を立てている。そういったこともしていかなくてはいけないと考えている。
- C 委員： 動かしていく仕組みを条文で謳っておいたほうがよいのではないか。その方が実効性が高まるのではないか。

② その他について

(事務局より、「今後のスケジュール」について説明)

- H 委員： パブリックコメントはどのような方法でやるのか。
- 事務局： ホームページと振興局、振興センターの窓口、本庁の3日以内窓口で閲覧できる。次回の委員会を10月10日か11日をお願いしたい。
- 事務局： では、10月11日(金)午後2時からの開催の予定でお願いします。また、パブコメの結果次第だが、次回の委員会ではほぼ完成とし、その次に市長への報告という段取りで進めたい。

委員長： では、次回の委員会の開催を10月11日（金）午後2時からということで決定する。これで、本日の委員会を終了する。

～16時18分終了